

陸連 20 発第 219 号

2020 年 9 月 9 日

加盟団体  
専務理事・理事長 殿

公益財団法人日本陸上競技連盟  
専務理事 尾縣 貢  
( 公 印 省 略 )

### 日本陸上競技連盟年間登録料の設定について（ご報告）

平素は、日本陸上競技界発展のため格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の第 63 回理事会において、標記の議題が審議され、添付の内容で決定したことをご報告いたします。

尚、登録料設定の詳細については、改めてご案内させていただきます。

#### 【問合せ先】

日本陸上競技連盟事務局

鈴木（suzuki@jaaf.or.jp）、三宅（miyake@jaaf.or.jp）

## 日本陸上競技連盟年間登録料の設定について

### ● 年間登録料(登録料)の設定

2021年度より、本連盟として初めて登録料を設定する。  
本連盟登録料は下記のとおりとする。

区分	2021・2022年度
団体登録・個人登録・在外者登録	1,000円/人
大学	
高校・定通制	500円/人
中学	

\*2023年度以降の登録料については改めて、検討する。

### ● 主旨

#### ➤ 収益構造の改善と安定した事業運営

2020 東京オリンピック以降のスポンサーの減少、国からの補助金の減少に対応するためにこれまでのオフィシャルスポンサー依存を見直し、登録料という新たな財源を確保することで、バランスの良い収益構造を目指し、今回のコロナ禍のような突発的な事態にも対応できるようにする。

#### ➤ 新たな会員メリットの創出・業務改善のためのシステム構築

JAAF VISION2017 で設定した、アスレティックファミリー拡大の目標を達成するために、今後の新たな会員メリットとして、会員の記録や活動履歴を蓄積し、会員の属性(競技者、審判など)に応じた情報提供を行うことを目指す。そのための記録管理システムなどを登録料の一部を財源として、システム構築を行う。また構築したシステムを使い、加盟団体における登録受付・集金、大会参加者の申し込み・管理などの業務改善をはかることも目的とする。

### ● 本連盟登録料の徴収について

- 各加盟団体・日本学連の登録料を徴収する際に、本連盟登録料を上乗せして徴収する。徴収する際には、本連盟登録料の額を明示すること。
- 本連盟からは、年2回に分けて各加盟団体・日本学連へ登録料納入の案内をする。第1回目は、6月末時点の登録者数に応じた登録料を、7月末までに案内する。8月末までの振込みとする。第2回目は、6月末から12月末の登録受付終了までの登録者数に応じた登録料を、1月末までに案内する。2月末までの振込みとする。
- 本連盟へのデータバンク料(一般・大学100円/年、中・高50円/年)は、廃止する。
- 日本学連から加盟団体への登録料(1人100円/年)も、廃止する。日本学連登録者から加盟団体登録料を徴収する場合は、加盟団体から各登録者に直接請求する。ただし、加盟団体から日本学連及び地区学連を通じた徴収は、控える。
- 中学生、高校生の二重登録の場合は、それぞれの登録に対して、本連盟登録料が必要になる。

以上